資料１

消費者教育推進計画の策定について

１　計画の策定

（１）目　　　的　　消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、消費者団体、事業者団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的・体系的に推進していく
（２）策定の根拠　　消費者教育の推進に関する法律（第 10 条）
（３）名　　　称　　高知県消費者教育推進計画（仮称）
（４）計 画 期 間　　平成 27 年度～平成 31 年度（５年間）

２　計画策定までの作業の流れ

現状の把握 ・・・県民・事業者・学校を対象とした実態調査

↓

課題の分析

↓

対策の検討

↓ ・・・・・＜関係機関や庁内関係課との調整＞

計画への反映

３　策定スケジュール（案）

平成 26 年 7 月　　審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
　（消費者教育に関する実態調査実施についての協議）
平成 26 年 8 月　　実態調査（事業者対象、学校対象）の実施
　（※その他、「平成 26 年度県民世論調査」に質問項目を設けている）
平成 26 年 11 月　　審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
　（骨子案の協議）
平成 27 年 2 月　　審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
　（計画素案の協議）
平成 27 年 4～5 月　審議会（消費者教育推進地域協議会）の開催
　（計画案の協議、決定 ）
平成 27 年 7 月　　パブリックコメントの実施
平成 27 年 10 月　　計画策定、公表

４　参　考（全国の状況）＊H26.7.1 現在

	策定年度	都府県数	備　考
計画策定済みの都府県	平成 25 年度	１０	山形県、茨城県、群馬県、東京都、山梨県、岐阜県、静岡県、京都府、岡山県、徳島県
	平成 26 年度	1	福岡県